

## 別紙2

### 令和7年度文化・芸術活動を通じた維新「志」情報発信企画運営等委託仕様書

#### 1 目的

県では、平成29年度から30年度に開催した「肥前さが幕末維新博覧会」で醸成した「志」を未来に継承するため、幕末維新期の佐賀の偉業や偉人について触れる機会を創出する「さが維新『志』継承事業」に取り組んでいる。

本継承事業の一環として、幕末維新期の佐賀の偉業や偉人の功績について、1) 県内の文化・芸術団体等が行う文化・芸術活動を通じた情報発信（以下「維新「志」情報発信イベント」という。）の実施や、2) 初めて見る人でも分かりやすいホームページを作成することで、広く県内外の方に佐賀の偉業を情報発信する。

#### 2 業務概要

##### (1) 業務名称

文化・芸術活動を通じた維新「志」情報発信企画運営等委託業務

##### (2) 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火曜日）まで

##### (3) 履行場所

県内各地

##### (4) 予算の上限額

金6,362千円（消費税及び地方消費税含む）

##### (5) 業務項目

- ① 維新「志」情報発信イベントの企画運営及び広報
- ② 維新「志」に関するホームページ作成及び保守運営
- ③ 偉人モニュメント・銅像に関する県民一体事業の提案

#### 3 業務内容

##### (1) 維新「志」情報発信イベント

###### ① 文化・芸術活動を通じた維新「志」情報発信イベントの企画・調整・管理

当事業を実施するに当たり、観覧者1,350人の目標を達成できるような実施方針に基づき、内容企画・調整・管理を行うこと。また、本業務に必要な人員を佐賀県内に配置すること。

ア 当事業の総合的な窓口を置くこと。窓口は事業全体の円滑な進行を担当し、進行管理の一環として、事業実施スケジュールを作成し、管理すること。

イ 総合的な窓口は予算計画を作成し、管理すること。支出等の管理のほか、出演者・参加者、制作スタッフ、関係施設等への対価の支払いを漏れなく適切に行うこと。なお、支払額及びその内容について事前に県と協議し了承を得ること。

ウ 後記②に係る複数の企画を統括し、プロデュースすると共に各団体等と県文化課佐賀復権推進チーム（以下「チーム」という。）をつなぎ、各イベントの磨き上げを調整する県内文化・芸術活動に見識のあるスタッフを配置すること。

エ その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

###### ② 維新「志」情報発信イベントの実施

ア 維新「志」情報発信イベントの実施に当たり、幕末維新期の佐賀の偉業、偉人の情報発信に係る演劇、ミュージカル、展覧会等広く文化・芸術活動を通じた佐賀の偉業を情報発信する企画を公募すること。公募に当たっては、関係者へ周知するとともに、広報活動を行うこと。

イ 公募に当たっては、本事業の趣旨に沿った、既存のイベントとは異なる新規企画や既存のイベントに新たな企画を加えたことにより、幕末維新期の佐賀の偉業の情報発信や集客に資するような新規性を伴った実現可能な提案を募集すること。

ウ 維新「志」情報発信イベントへの提案は、県内の文化・芸術関係者（文化芸術団体、学校、アーティスト、クリエイター、イベントプロデューサー、プロモーターの他、公営文化施設、

ギャラリー等の施設管理者、県内自治体の関連業務所管課等の文化芸術関係者など)が県内で開催するイベントとすること。

エ イベントの開催数は、年間4本以上とすること。その企画は公募及び自主企画で構成し、過半は公募により選定すること。

オ 事業を選定する評価基準案を作成し、審査会を開催すること。なお、審査会には、文化・芸術に知見がある者及び佐賀県の偉業、偉人に知見のある者を加えること。

カ 審査会で採択されたイベントの企画・プロデュースに当たっては、チームと新規性や集客力アップのための協議を行い、必要に応じてネットワークの支援(会場のマッチング等)等を行うこと。

キ 各イベントの性質に応じた適切な入場料等を設定することで、持続可能なイベントの確立や質の向上を目指すこと。

ク 維新「志」情報発信イベントの開催に当たっては、円滑な運営や広報活動を支援すること。

ケ 維新「志」情報発信イベント実施後は、速やかに収支関係書類を含めた報告書を作成し、企画した文化・芸術関係者の確認を経て、当日の写真や映像とともに県に提出すること。

### ③ 広報活動の実施

ア 各イベントの広報と併せて、維新「志」情報発信イベントとして一体的なプロモーションを展開することで、集客アップと佐賀の偉業・偉人の情報発信を図ること。

イ 本事業で実施する維新「志」情報発信イベントについて、実施主体である文化・芸術関係者等がアカウントを保有するYouTube等のオンラインメディアで配信(生配信又は録画配信)するとともに、SNS等の情報発信を推奨すること。なお、これらの公開時には第三者が保有する著作権等の権利を侵害しないようにすること。また可能な範囲で県のホームページにおいても視聴できるようにすること。

ウ 実施主体である文化・芸術関係者等が保有する著作物以外に本事業で作成した制作物の著作権を県に帰属するように管理すること。

### (2) 維新「志」に関するホームページの作成

現状、県のホームページや各種委託事業で作成したホームページで別々に作成・公開されている幕末維新期の佐賀の偉業や偉人の功績に関するコンテンツを「まとめた」ホームページを作成するとともに、必要なページについては新規作成すること。なお、初めて見た方にも、直感的にわかりやすい構成とすること。

#### ① サイト構成(新規作成12ページ(新規6ページ、※予備6ページ))

トップページ—江藤新平(新規作成)

—島義勇(新規作成)

—佐賀戦争について+相関図(新規作成)

—高輪築堤(県HPへ飛ぶ)

—メモリアル展示(県HPへ飛ぶ)

—幕末維新期の佐賀—佐賀の偉業(県HPへ飛ぶ)

—佐賀の偉人(県HPへ飛ぶ)

—明治維新年表(既存を見やすくリニューアル)

—銅像・偉人モニュメント(県HPへ飛ぶ)

—さが維新まつりの概要(新規作成、YouTubeへのリンクなど)

—広報関係(江藤新平動画、島義勇動画、広報物の埋め込み等)(新規作成)

—新着情報(更新情報を想定)

—お知らせ(新着情報等をお知らせ)

—問い合わせ先 等

※県HPへ飛ばすことを想定していても、県との打ち合わせ等で新たなページの作成が必要となる可能性があるため、予備を確保している。

## ② 制作について

- ア ページ全体やサイト内のデザイン等については、見やすいデザイン等を提案すること。
- イ 県から文言や写真の提供は適宜行うが、見やすい、分かりやすいという観点で受託者において責任をもって検討すること。
- ウ イラストや図など必要に応じて作成すること。
- エ YouTube 等の動画へのリンクや動画そのものの埋め込みを行う可能性もある。
- オ 本件のサイト名についても提案すること。

## ③ サイトの更新

県及び受託業者双方更新できるシステムとすること。

## ④ サーバー

県庁外のサーバーを利用すること。

## ⑤ ドメインの取得

検索しやすいドメインを取得すること。

## ⑥ 納品について

本件サイトの生産物は新規作成、改修に関わらず、納品前に、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること。脆弱性診断についても、その結果を報告すること。

## ⑦ 運営開始について

令和7年10月上旬頃から本格運営を行う。

運営開始後、障害や内容修正が発生した場合は、速やかに対応すること。

## ⑧ サイトの運営・保守管理

サイトの運営・保守管理について、必要な対策等を適切に実施すること。また、既知の脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。なお、障害発生時は、速やかに県に報告するとともに対応・復旧作業に努めること。

## ⑨ ホームページ作成に係る留意事項

- ア 別記「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティ対策特記事項」
- イ IPA「安全なウェブサイトの作り方」等を参考にセキュアコーディングを実施すること
- ウ JIS X 8341-3:2016 AA 以上を準拠すること
- エ ソフトウェアライフサイクルの全期間に渡り脆弱性への対応を行うこと
- オ ユニバーサルデザイン及び JIS 規格への対応
- カ 令和8年4月1日以降の運用・保守・更新業務を行う者が変わる可能性もあるため、運用者が変更してもスムーズに移行できるものとする
- キ スマートフォンの画面でも見やすいものにする
- ク SNS と連動し周知を行うことも想定し、制作すること

## (3) 偉人モニュメント・銅像に関する県民一体事業の提案

### ① 目的

県内に設置されている偉人モニュメントや銅像を用いた佐賀の偉業の情報発信について、県民がより深く関われる仕組みの構築を提案すること。

### ② 趣旨

- ・県民が偉人モニュメント・銅像に関心を持ち、積極的に関わる機会を創出すること。
- ・偉人の功績を学び、次世代に継承する仕組みを提案すること。
- ・維新「志」の継承につながる取り組みであること。

### ③ その他

- ・提案内容に対する企画料が発生する場合は、必ず見積書へ記載すること。
- ・本業務は令和8年度以降の実施計画の検討材料とすることを目的とし、実施業務は含まない（企画のみ）ため、提案内容の実施に係る費用については、見積書への記載は不要とする。ただし、令和8年度以降の実施に向け、令和7年9月中に提案内容とともに実施に係る費用について別途見積書を提出すること。

#### 4 その他留意事項

- (1) 委託業務の実施内容については、最終的に佐賀県と受託者が協議し決定する。協議に係る費用は受託者が負う。
- (2) 維新「志」情報発信イベントの実施に当たっては、チームと新規性や集客力アップのための調整を行い、必要に応じ様々なマッチングを行いながらコンテンツを磨き上げ、将来的な活動の継続や収益化につながるような経験・ノウハウの蓄積等を企図して実施する。
- (3) 維新「志」情報発信イベントに用いる設備・資機材は、参画する文化・芸術関係者等又は受託者が保有するものを使用する。使用料が発生するものについては使用料を委託金額内から支払うことができる。また、これらのものが保有していない場合はリースやレンタルで対応する。
- (4) 維新「志」情報発信イベントの実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者が行う。但し、公共施設の減免等、県が申請した方が円滑な場合は県が行う。
- (5) 維新「志」情報発信イベントの実施に当たり、受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに佐賀県に提出する。
- (6) 受託者は、本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後5年間保存する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 業務の遂行に当たり、著作権処理は、当該関係者等が行うこととするが、その処理が確実に行われたかどうかを受託者側で確認すること。第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合に通いても同様とする。
- (9) 業務の遂行に当たり新たに制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。受託者が使用する場合は、佐賀県と協議し、承認を受ける。
- (10) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ア 業務上知り得た個人情報の、第三者への同意なき情報提供の禁止
  - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
  - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (11) 受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書を佐賀県に提出し、検査を受けなければならない。
- (12) 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、予め佐賀県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。